

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方・方針、コーポレート・ガバナンス体制	81
監査委員会監査および内部監査の状況、買収防衛策の導入の有無	83

内部統制

基本的な考え方・方針、体制	84
---------------	----

リスク管理

基本的な考え方・方針、リスク管理体制の整備	85
-----------------------	----

コンプライアンス

基本的な考え方・方針	86
マネジメント体制	87
社内および社外相談窓口の設置、教育・研修	88
腐敗防止	89
情報セキュリティ、個人情報保護、安全保障貿易、税務に対する考え方	90

役員一覧	91
------	----

役員報酬	92
------	----



コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方・方針

三菱自動車は、企業理念（ビジョン・ミッション）にもとづき、コンプライアンスを最優先に考え、株主の皆様やお客様をはじめ全てのステークホルダーの皆様のご期待に応え、当社の持続的成長および企業価値の向上を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの継続的強化・改善を経営上の優先課題として取り組んでいます。

また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として取り纏め、当社ホームページにおいて公開しています。

PDF 「コーポレートガバナンス・ガイドライン」

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、2019年6月21日付で、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化の一環として、指名委員会等設置会社に移行しました。監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性・透明性確保に向けて一層の監督強化および危機管理の徹底を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行を実現していきます。

(1) 取締役会および取締役

(i) 取締役の構成

取締役会は、経営上の重要事項の決定と執行役の業務執行の監督を行っており、2020年6月末日現在において、取締役15人（女性取締役4人）で構成され、そのうち12人

は豊富な経験や高い見識などを有する社外取締役であり、さらに社外取締役のうち6人を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

社外取締役には、企業経営者や学者、作家、弁護士、会計士、外交官としての豊富な経験と見識にもとづいて、取締役会などにおいて活発に発言いただいております。役割を十分に果たしていただいているものと考えています。引き続き、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性および規模を意識した体制を構築していきます。

(ii) 社外取締役の独立性判断基準

当社は、以下の通り、社外取締役の独立性判断基準を定めており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を独立役員として選任しています。

〈社外取締役の独立性判断基準〉

当該社外取締役が次のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であること

- ① 当社主要株主（※1）の業務執行者
- ② 当社の主要取引先（※2）もしくは当社を主要取引先とする会社またはそれらの親会社もしくは子会社の業務執行者
- ③ 当社の主要借入先（※3）またはそれらの親会社もしくは子会社の業務執行者
- ④ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑤ 当社から、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士などの会計専門家、弁護士などの法律専門家（当該財産を得ている

のが、法人・組合などの団体である場合は当該団体に所属している者）

- ⑥ 当社の役員相互就任先の業務執行者
- ⑦ 当社から多額（※4）の寄付または助成を受けている団体の業務執行者
- ⑧ 過去3年以内で、①～⑦のいずれかに該当していた者
- ⑨ 現在、近親者（2親等以内）が①～⑦のいずれかに該当する者
- ⑩ 社外取締役としての在任期間が通算8年を超える者
- ⑪ その他の事情を実質的または総合的に勘案して、当社との関係性が強いと見られる可能性がある者

※1：10%以上の議決権を有する者

※2：当社の取引先であってその年間取引金額が直近事業年度の当社の連結売上高または相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超える取引先

※3：当社が借入を行っている金融機関であって、その借入額が直近事業年度末の連結総資産の2%を超える借入先

※4：当社から收受している対価が年間1,000万円以上

(iii) 取締役会の実効性についての分析・評価

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るため、全取締役に対するアンケート調査により、取締役会実効性評価を年に1度実施しています。

2019年度においては、2019年6月に指名委員会等設置会社へ移行したことを踏まえ、取締役会の監督機能充実をはかる観点から、主に「取締役会および各委員会の構成」、「取締役会および各委員会の審議事項」、「取締役会および各委員会の監督機能」、「取締役会および各委員会における審議の状況」の4つの点を軸に、取締役会実効性評価を実施しました。



評価の結果、取締役会の実効性に関する重大な懸念などはないと評価していますが、今回認識した主要な課題は以下のとおりです。

- ・ 中長期経営計画やガバナンス体制など、取締役会の監督機能に係る重要事項について、審議の充実をさらに図るための施策
- ・ 審議事項に係る充実した事前分析および幅広い情報の提供
- ・ 取締役会の構成の中長期的な検討

当社は取締役会に関する分析・評価により認識した主要な課題への取組みを含め、さらなる取締役会の実効性向上を図り、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいきます。

(2) 委員会

取締役会には、社外取締役が過半数を占める法定の以下の3つの委員会を設置し、取締役会による取締役および執行役に対する監督と合わせてコーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備しています。

(i) 指名委員会

取締役の選解任議案の決定に加え、取締役、執行役および執行役員の選任・解任の基準、執行役CEOの選定・解職案、執行役CEOの後継者計画などに関する審議を担います。委員長は独立社外取締役(幸田 真音)が務めています。

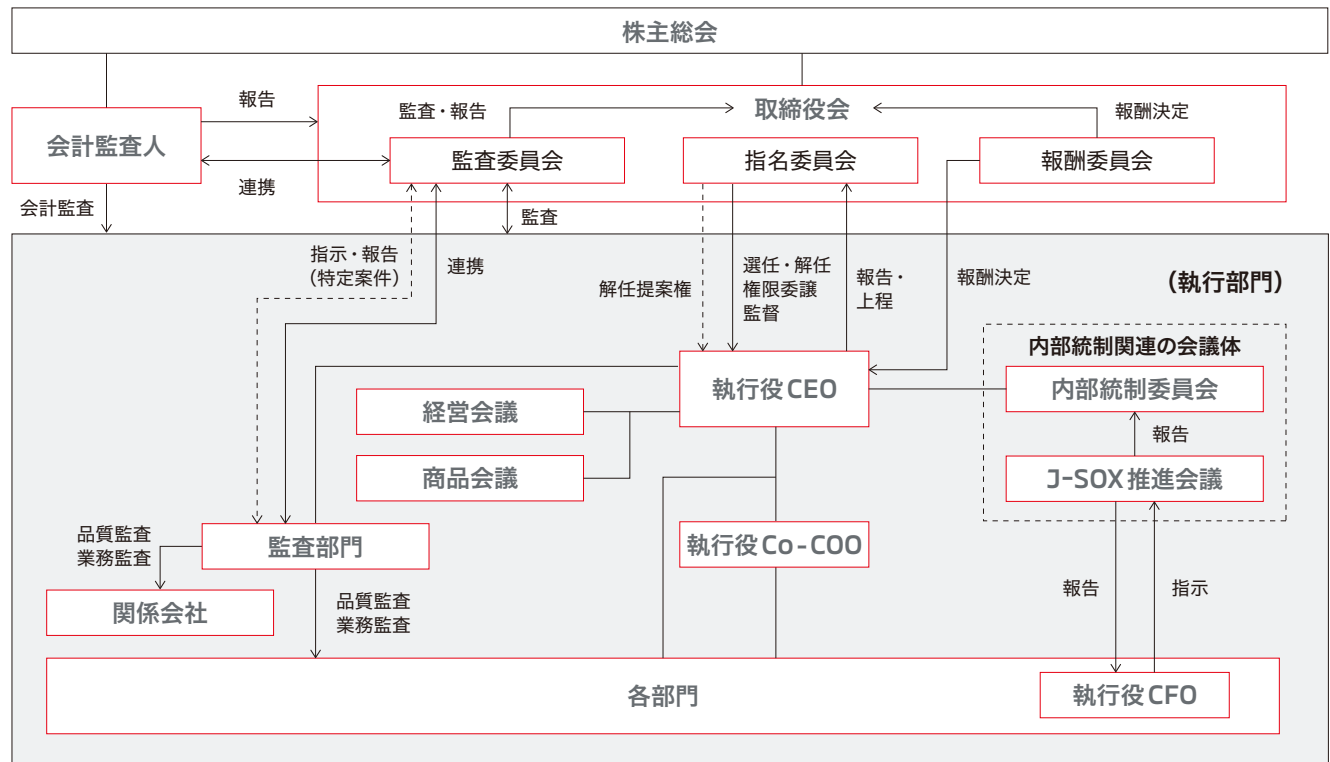
(ii) 報酬委員会

取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針、ならびに個人別の報酬等の内容などについて審議・決定を行います。委員長は社外取締役(宮永俊一)が務めています。

(iii) 監査委員会

取締役および執行役の職務の執行の監査および監査報告の作成などを行うほか、取締役会の判断にもとづく社内調査の実施などを行っています。委員長は独立社外取締役(竹岡 八重子)が務めています。

コーポレート・ガバナンス体制 (2020年6月末時点)





(3) 執行役

執行役は、取締役会の決議により業務執行全般の委任を受けた執行役CEOを執行部門の長として、業務の執行の決定および業務の執行を行います。また、執行役CEOはその権限を、執行役Co-CEO・執行役CFOなどの執行役チーフオフィサーや重要機能部門の責任者を務めるその他執行役に委譲し、業務の分担執行体制を敷いています。2020年6月末日現在において、執行役は13人(執行役CEOを含む)です。

(4) 執行役員

執行役員は、取締役会または執行役CEOの委任により、当社の一定範囲の機能または事業を統括し業務を執行します。2020年6月末日現在において、執行役員は11人です。

(5) 利益相反の回避

当社は、役員や主要株主などの関連当事者間の取引にあたっては、他の取引先の場合と同様に、会社および株主共同の利益を害することが無いよう、経済合理性を十分検討した上で、複数の関係部署によるチェックと権限委譲規定に定められた責任者による承認にもとづいて、取引を行っています。とりわけ当社と取締役および執行役との競業取引および利益相反取引については、取締役会での事前の承認および事後の報告を要する旨、取締役会規則で定めています。

また、取締役会の決議においては、特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加しないことを取締役会規則に定めています。

監査委員会監査および内部監査の状況

(1) 監査委員会監査の状況

当社の監査委員会は、監査方針および監査計画にもとづき、原則として月次で開催される監査委員会のほか、内部監査部門とのミーティング、および執行役などへのヒアリングにより、国内外主要関係会社を含む内部統制システム(財務報告に係る内部統制を含む)の構築・運用状況、コンプライアンス活動の進捗と運用状況、リスク評価の妥当性の検証およびリスク管理体制などについて情報収集を行い、組織的な監査を実施しています。

(2) 内部監査の状況

当社は内部監査部門として、執行役CEO直属の独立した組織である監査本部に業務監査部と品質監査部を設置し、年度監査計画にもとづいて計画的に内部監査を実施しています。

業務監査部は、当社および国内外関係会社の業務運営が透明性をもって適切なプロセスで運営されているかどうかの監査を実施しています。また品質監査部では、当社および国内外関係会社の製品品質関連業務が適正に遂行されているかについて、監査を実施しています。

業務監査部、品質監査部による内部監査の結果は、執行役CEOに直接報告されています。

(3) 監査委員会と内部監査部門の連携状況

監査委員会は監査本部とのミーティングを定期的に行い、監査体制、監査計画、社内および国内外関係会社を対象とした内部監査結果の状況について説明を受けるとともに、監査本部に対し監査委員会の監査の状況についてフィードバックしています。

買収防衛策の導入の有無

なし。

内部統制

基本的な考え方・方針、体制

三菱自動車は、取締役会にて決議した「内部統制システム構築に関する基本方針」(※1)にもとづき、その運用状況のモニタリングと内部統制システムの改善、強化に努めています。

当社は、過去の品質問題に加え、燃費試験における不正行為を行ったことを重く受け止め、信頼回復への重要な取り組みの一つとして、2017年度に内部統制体制を抜本的に見直しました。

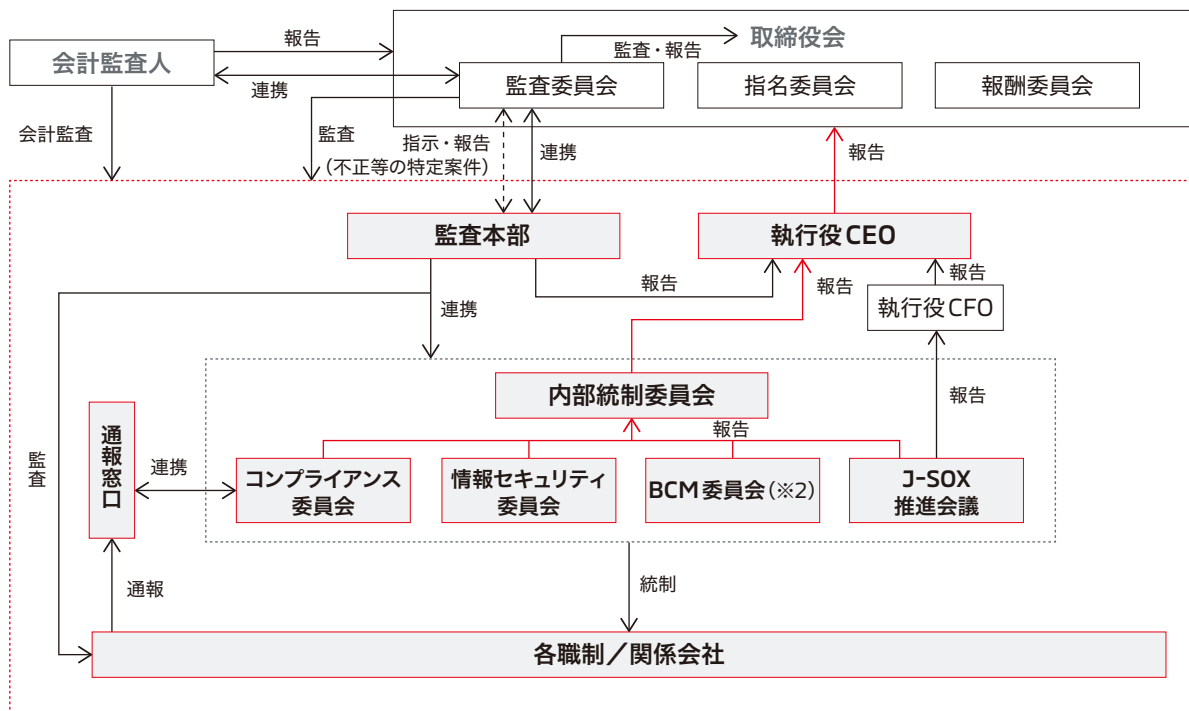
まず、コンプライアンスとオペレーションのリスクを管理し、ガバナンス向上策について定期的に取り締役会へ報告を行うグローバルリスクコントロール担当を任命しました。そして、法令にもとづく内部統制の対応を強化・効率化すべく、金融商品取引法にもとづく財務報告に係る内部統制は執行役CFO直下のJ-SOX推進会議にて対応し、会社法にもとづく内部統制は執行役CEOを委員長とし、グローバルリスクコントロール担当を副委員長とする内部統制委員会を中心として推進する体制としています。この内部統制委員会では、「内部統制システム構築に関する基本方針」に則り、コンプライアンス、情報セキュリティ、BCM(※2)、J-SOXなどの各統制する分野ごとの下部委員会で報告・決議された内容を、確認・評価しています。さらに、2018年度からは、国内外の主要関係会社においても内部統制委員会を設置・運用しグローバルでの内部統制体制の構築に取り組んでいます。

また、当社では業務執行と独立した体制として監査本部を位置づけ、内部統制委員会を含めた各委員会と連携することで、内部統制システムの有効かつ効率的な運用を目指しています。

これからも、内外環境の変化に応じて、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保などに向けた継続的な改善・充実を図り、一層のガバナンス強化に向け取り組んでいきます。

※1:「内部統制システム構築に関する基本方針」はこちら [PDF](#)

内部統制体制図



※2: Business Continuity Managementの略 (BCM委員会は2020年度に発足予定)

リスク管理

基本的な考え方・方針

三菱自動車では、「内部統制システム構築に関する基本方針」において業務上のリスク管理における方針を定め、グループ全体でリスク管理活動を推進しています。当社グループの事業に影響を与えるリスクを適切に把握し、発生を未然に防ぎ、また発生後にその影響を最小化するように適切に管理することは、最も重要な経営課題の一つであると考えています。

リスク管理体制の整備

当社は「優先リスク管理」、「部門リスク管理」、「関係会社リスク管理」の3つのリスク管理活動を通じてグループ全体のリスク管理体制を整備し、改善を進めています。

優先リスク管理では、当社グループ全体が直面する潜在的影響度が大きくかつ緊急性の高いリスクを選定の上、リスクごとに執行役員・理事レベルの「リスクオーナー」を設置し、可能な限り早期のリスク低減に取り組んでいます。

部門リスク管理では、本部もしくは製作所ごとに任命された「リスク管理責任者」のもとで、各々に固有のリスクの洗い出し、評価、対策立案・実施、モニタリングのPDCAサイクルを回し、リスクの低減を図っています。

関係会社リスク管理では、当社の関係会社における各種リスクに対する取り組みや、BCPの改善などの活動状況を当社が定期的に確認し、必要に応じて改善を提案、指導しています。

これらのリスク管理の取り組みは、内部統制の主要活動として取締役会に定期的に報告し、有効性の確認を行っています。

また、不測の事態が発生した場合に、速やかな経営幹部への情報伝達と迅速かつ確な対応ができるよう緊急情報連絡システムを運用しています。特に、重大事案発生時の危機管理体制構築のため、緊急対応組織の立ち上げや指示命令システムの明確化などを盛り込んだ緊急事態対応マニュアルを制定し、適切な対応が取れるよう体制を整備しています。

地震などの大規模自然災害や感染症の大流行などが発生した場合は、「お客様、社員とその家族の安全確保と地域社会との共助」を基本方針として、災害対策やBCPに取り組んでいます。

平時から緊急時を想定した各製作所間やグループ会社間の通信連絡訓練を実施しています。

帰宅困難者対策については、本社では3日間の社内待機を想定し、家族との連絡手段の確保や災害用品の備蓄など、近隣自治体と連携しながら取り組みを進めています。

大地震の発生や感染症の大流行を想定した行動計画書を作成し、各地区と連携した訓練によりBCPの改善を図っています。

また、昨今の新型コロナウイルスの流行を受け、当社は2020年度より「BCM委員会」を新設し、平時におけるBCM活動の推進を図っていきます。

コンプライアンス



基本的な考え方・方針

企業活動においては、環境・労働・消費者保護など様々な法律や公的制度と密接に関連し、これを遵守することが求められています。

三菱自動車がこれらの法規制や制度に適切に対応できない場合、事業の継続に支障が生じるとともに、社会や地球環境に対しても大きな負荷をかけてしまうと認識しています。

当社は、企業としての社会的責任を果たすため、法令・国際ルール・社内規定の遵守はもちろんのこと、変化する社会規範についても最大限に尊重して行動するべく、すべての役員・社員が守るべき規範として「グローバル行動規範」を制定し、国内外の主要関係会社を含めたコンプライアンス体制の充実と従業員教育に力を入れています。

グローバル行動規範

【基本理念】

三菱自動車グループは、企業としての社会的責任を果たすため、全ての役員・社員が遵守しなければならない規範としてこの行動規範を定めました。

この行動規範は、三菱自動車グループに働く全ての役員・社員に適用されており、一人ひとりにこの行動規範をしっかりと遵守していく責任があります。

1. 法律・ルールの遵守

私たちは事業活動を行う全ての国の法令、規則に加え、会社の方針や規則等を遵守します。

2. 安全の推進

私たちは、健全な職場環境を維持促進し、安全に業務を遂行します。さらに、お客様と搭乗者の安全を確保することに細心の注意を払い、製品の安全性を継続的に推進していきます。

3. 利益相反行為の禁止

私たちは会社の利益を考えて行動し、会社の利益に反した行動、活動、情報の使用はしません。さらに、利益相反と見られないように努めます。

4. 反社会的勢力との関係の遮断

私たちは反社会的勢力といかなる関係も持ちません。私たちはテロ行為、麻薬取引、マネーロンダリング、その他個人のまたは組織的の犯罪に関与しません。

5. 会社資産の保護

私たちは会社の資産を保護し、許可無く資金や企業秘密、物的資産、知的財産を含む会社資産を使用しません。

6. 公平・公正な関係

私たちは、公務員および取引先（販売会社、部品メーカー、その他）と、公平かつ公正な関係を維持していきます。私たちは、直接または第三者を通じた間接的な形でも、贈賄を含めいかなる形態の汚職行為も参加・是認しません。

7. 透明性と説明責任の確保

私たちは企業経営に係る勘定と記録を誠実に管理し、株主、お客様、従業員、地域社会等の関係者に対して、企業活動にかかわる情報を、公正性と透明性をもって適時・適切に開示します。

8. 人権と多様性の尊重、機会平等

私たちは、人権を尊重するとともに、取引先、お客様、他の役員・社員、地域社会の多様性を尊重します。また、差別や報復、いやがらせは、どんな形・程度にせよ容認しません。

9. 環境保全

私たちは、製品を開発し、サービスを提供する際、環境保全を考慮し、リサイクル・省資源・省エネルギーの推進に努めます。

10. 実践・報告の義務

私たちは、この行動規範に従い、業務を遂行します。また、行動規範の違反を察知した場合には、速やかにその旨を報告します。そして、信念に基づいて違反行為を報告した当該役員・社員は報復を受けることがないよう保護されます。



マネジメント体制

内部統制におけるグローバルな視点で、情報セキュリティ事象を含むコンプライアンス違反未然防止の仕組みとして、グローバルリスクコントロール担当の指揮のもと、各部門において、コンプライアンス・オフィサーを任命し、各部長をコードリーダーとする体制をとっています。また、国内外の主要関係会社においてもコンプライアンス・オフィサーを任命し運用する仕組みとしています。さらに、2018年度からコ

ンプライアンス違反未然防止の一環としてグローバル内部通報窓口を新たに設置し、運用を開始しています。

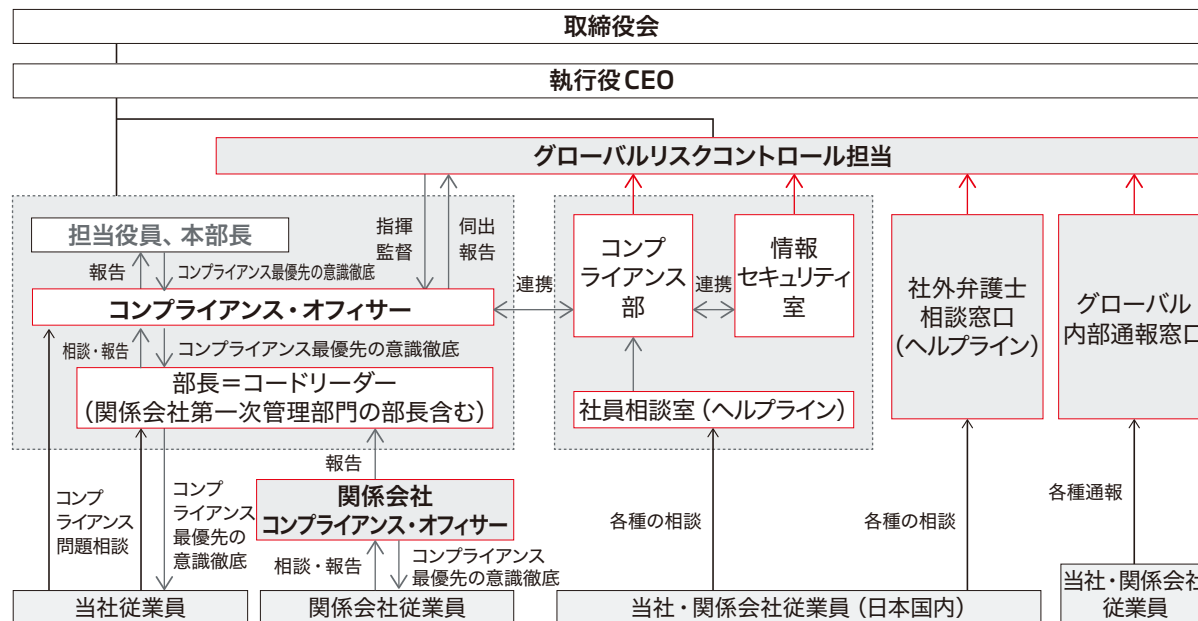
また、コンプライアンス上、重大な懸念事項が発生した場合、コードリーダー、コンプライアンス・オフィサーを通じて、最終的に取締役会まで報告がなされる仕組みとしています。コンプライアンス・オフィサーは、問題の対応・是正措置および再発防止策について適宜、担当部署に指示します。

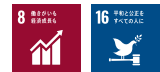
これらのコンプライアンスの体制や、教育、グローバル行動規範の制定・改訂などの活動、コンプライアンス違反の

発生と対策の状況に関しては、定期的に取り締役に報告を行い、社外取締役を含む取締役会メンバーにて審議・監督を行っています。

加えて、財務報告に係る内部統制対応として、コンプライアンス体制や決算取りまとめ手続きなどを確認しています。評価対象会社のそれぞれの統制で不備が発生した場合、不備の内容改善策についての報告を求めており、2019年度は、三菱自動車グループ22社（当社、国内関係会社9社、海外関係会社12社）の状況を確認しました。

コンプライアンス推進体制図





社内および社外相談窓口の設置

不正の防止・早期発見ならびに自浄作用の発揮のために、三菱自動車従業員ならびに国内関係会社従業員が通報・相談することができる社内相談窓口（社員相談室）を設置しています。また社外には外部弁護士が対応する相談窓口および国内外の従業員が利用できる「三菱自動車グローバル内部通報窓口」を設置しています。2019年度は、これらの窓口で198件の通報・相談がありました。

寄せられた通報・相談については、社員相談室による調査もしくは関係部門のコンプライアンス・オフィサーに対応を指示し、事実関係を確認したうえで、迅速に問題を解決するよう努めています。寄せられた情報で、コンプライアンス上の問題または企業リスクが懸念される問題のある通報などは、ただちにグローバルリスクコントロール担当に報告し、対応について指示を受け、問題の解決に努めています。

なお、情報管理および事実関係調査にあたっては、相談者が不利益を受けることのないよう、社業務標準「コンプライアンスのための内部通報運営要領」を規定し、社内に周知しています。

また、取引先を対象とした「お取引先様相談窓口」も設置しています。

2018年度に設置した、「三菱自動車グローバル内部通報窓口」は従業員が通報をしやすいよう、社外の専門会社に独立設置し、匿名通報の受け付けも可能としています。また、三菱自動車本社が関係会社の通報内容も確認できる仕組みとし、グループ全体のリスクを把握・管理する体制を構築し運用しています。

通報・相談窓口の内容別件数（2019年度）

項目	件数
会社・業務への提言	23件
職場環境	23件
労務・労働関係	19件
人間関係・ハラスメント	43件
コンプライアンス、業務違反、不正	34件
その他	56件

教育・研修

コンプライアンスに関する教育・研修については、年度ごとに施策を立案し、階層別に実施しています。また、社内各部門では、コンプライアンス・オフィサーを中心に部門独自の施策を立案・実行しています。

具体的には、全社員のコンプライアンス意識向上を図る

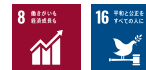
ため、新入社員およびキャリア社員の入社時に、当社のコンプライアンスにかかわる歴史とそこから得られる教訓の研修を実施しています。当該研修は、昇進時にも反復的に実施することで、意識の定着化を図っています。さらに、一部国内関係会社に向けても同様の研修を展開することで、グループ全体としての意識醸成を行っています。

また、環境関連法令、労働基準法、安全保障貿易関連法令などの法令遵守教育としては、eラーニングや社外講師による講義を通じ、業務にかかわる対象者別に最新の知識習得を推進しています。特に現在はハラスメント防止教育に力を入れており、2019年度には全社員向けのeラーニング、本部別の個別教育、イントラネットを通じた啓発活動などを行いました。

さらに、各部門が自主的に「安全への誓いの日」(※)の当日もしくは前後の日に、この日の意味を再確認する行事や、身近なコンプライアンス問題や職場風土について討議する「職場討議」(年2回)を行っています。

このほか、毎月「コンプライアンス通信」をイントラネットに掲載し、コンプライアンスに関する情報をわかりやすく社員に周知しています。

※：リコール隠し問題など過去の過ちを風化させないために、三菱ふそう製大型トラックによる2件の死亡事故が発生した1月10日と10月19日を「安全への誓いの日」(2004年10月制定)としています。



腐敗防止

方針と考え方

三菱自動車では、「グローバル行動規範」を定めており、その中で、「法令、規則を遵守します」「公務員および取引先と公平かつ公正な関係を維持していきます」と明記しています。そのうえで、腐敗行為の防止のための仕組みを構築、運用しています。

マネジメント体制

当社は、全社員対象にグローバル行動規範を周知するeラーニングを実施するとともに、冊子の配布やスマートフォン対応アプリ（管理職以上）の配信によりいつでも振り返りが出来るようにしました。また、この冊子は国内関係会社へも配布し、海外関係会社へはデータを送り、当社グループ内にも周知しています。

当社は、贈収賄行為および腐敗行為の防止に関するグローバルな指針として、「グローバル賄賂防止ポリシー」を制定し、その中で、贈収賄や腐敗行為を一切容認しないという当社の方針を明記しています。また、当社は、当社グループ全体での贈収賄・腐敗行為防止の取組みを強化すべく、国内および海外の関係会社にも同ポリシーを遵守させており、サプライヤー、請負業者、仕入先、販売業者、外部エージェントなどに対しても、賄賂に関する適用法令および各社の贈賄防止ポリシーを遵守することを求めています。

当社は、特に公務員との間で贈答・接待を行ったり、受けたりすることについて、管理規則および運用基準を定めて

おり、その中で、全役員および従業員が、その職務に関し、公務員に対して不正に贈答・接待を行ったり、受けたりすることを禁止しています。また、公務員に対して贈答・接待を実施するにあたっては、法務部長への事前の申請を義務付け、承認を得た場合にのみ実施できる仕組みを構築しています。

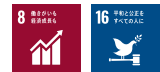
公務員への贈答・接待以外についても、当社は、贈答・接待を行ったり、受けたりすることについて、管理基準および運用基準を定め、不正な、あるいは社会通念を超えた贈答・接待の提供や、利益供与を受けることを明確に禁止しています。これに加え、例外的に認められる範囲をガイドラインとして示して、実施にあたっては申請を義務付けるなど透明性のある運用を行っています。万一、基準に反する事案があった場合には、社内報告や再発防止策の策定・実施を行う体制を構築しています。

また、販売の現場では、多くの社員がお客様と直接金銭などの受け渡しを行うため、着服などの金銭などにかかわる不正事案が発生するリスクが高くなります。当社の国内販売子会社では、定期的にコンプライアンス方針を周知・徹底するための教育・研修を実施することで、不正事案の発生防止を図っています。また、各社自身が定期的な拠点監査を実施するとともに、当社の監査部門が業務監査を実施、当社国内営業担当役員にその結果を報告し、指摘事項に対する改善策の実行が完了するまでフォローを行っています。

海外関係会社については、当社から海外関係会社に幹部として赴任する社員に対し、贈収賄の禁止・防止を含めた法務リスクの赴任前教育を実施し、腐敗防止の徹底を図っています。

なお、当社が2019年度に腐敗行為により規制当局から受けた罰金などの措置はありません。

また、腐敗行為により懲戒処分を受けた社員はいません。



情報セキュリティ

事業活動において、重要な情報資産（情報やそれらを取り扱う情報システム・機器・媒体・設備・製品）を適切に保護することは、社会的責任であり、ステークホルダーの皆様から信頼を得るために重要であると認識しています。三菱自動車は、情報セキュリティに関連する社内規程の整備・見直し、情報資産の管理やコンピュータウイルス感染、サイバー攻撃に対する対策強化、社員に対するeラーニングなどを通じた教育の実施、情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ活動のモニタリングなどの情報セキュリティ対策を進めています。

個人情報保護

当社の「個人情報保護方針」にもとづき、社内規定の整備など、管理体制を構築しています。さらに、社員に対するeラーニングなどを通じて、教育を継続実施しています。また、世界的に個人情報保護に関するルールが強化される傾向にあるため、EUにおける個人データ保護法である一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）をはじめとした、世界各国の個人情報保護法に対し、各国の拠点と連携して個人情報保護に努めています。

安全保障貿易管理

当社は、国際的な平和および安全維持の観点から、大量破壊兵器などの不拡散や通常兵器の過度の蓄積を防止するための厳正な輸出管理の重要性を深く認識しています。

この厳正な輸出管理を行うために「安全保障貿易管理規則」を制定しています。執行役CEOを安全保障貿易管理の最高責任者とし、その下に安全保障関連法規遵守委員会を設置した管理体制により、輸出取引の適法性を確保しています。

税務に対する考え方

事業活動を行う国における適正な納税は、グローバル企業が果たすべき基本的な社会的責任の一つです。

三菱自動車グループは、事業活動を行う上での税務コンプライアンス遵守の観点で、「グローバル税務ポリシー」を定めています。当社はこの方針のもと税務ガバナンス体制を整備するとともに、国際課税ルールおよび税務に関する各国の法令を遵守し、適正な納税に努めています。

グローバル税務ポリシー

1. 税務コンプライアンスについて

三菱自動車グループは、「三菱自動車グローバル行動規範」に基づき、グローバルレベルで適正納税を徹底いたします。そこにおいては、事業活動を行う全ての国の税務関連法規および租税条約をはじめとする国際課税ルールの遵守はもちろんのこと、OECD・G20加盟国により策定されたBEPS行動計画（Base Erosion and Profit Shifting Action Plan）の趣旨を理解し、適時、適切な納税をおこないます。また、タックスヘイブンあるいは法規制の趣旨に反する抜け穴を利用した租税回避プランニングはおこないません。

2. 税務ガバナンスについて

(1) 三菱自動車グループは、税務ガバナンスを税務コンプライアンスを実行するための基盤ととらえ、トップマネジメントのイニシアティブのもと、会計・税務にかかる情報管理および透明性確保のための適正な体制整備を徹底いたします。

(2) 三菱自動車グループは、各国税務当局およびステークホルダーズ全般に対して適時、適切な情報開示をおこないます。そこにおいて、多国籍企業グループに提出が義務付けられている国別報告書（CbCR）等の移転価格文書については、外部専門家による検証により適正性を確認した上で、税務当局に提出します。

役員一覧 (2020年8月7日付)

社外 社外取締役 独立 独立役員 男性役員 女性役員

氏名	役職	属性	委員会	取締役会・委員会出席回数 (2019年4月～2020年3月)	取締役在任期間 (2020年6月18日時点)	選任理由
加藤 隆雄	取締役		報酬委員会	取締役会 13回/13回 報酬委員会 12回/12回	1年	当社最大規模の海外生産拠点であるインドネシアの子会社の取締役社長を務めるなど、当社における長年のグローバルな経営経験見識や業務経験を有しており、加えて昨年より代表執行役CEOとして当社経営を担っている。
白地 浩三	取締役		監査委員会 (常勤委員)	取締役会 15回/15回 監査委員会 9回/9回	1年 (ご参考：過去の当社 監査役在任年数1年)	当社での経験のみならず、グローバルな取引を展開する総合商社において長年にわたり自動車事業に携わってきた実績と豊富な経験および見識を有している。
宮永 俊一	取締役	社外	報酬委員会 (委員長)	取締役会 15回/15回 報酬委員会 12回/12回	6年	世界各地で事業を展開するメーカーにおいて企業経営に長年携わり豊富な経験と実績、高い見識を有している。
小林 健	取締役	社外	指名委員会	取締役会 14回/15回 指名委員会 6回/7回	4年	グローバルな取引を展開する総合商社における経営者としての豊富な経験と実績、グローバルな事業経営に関する高い見識を有している。
江上 節子	取締役	社外 独立	報酬委員会	取締役会 14回/15回 報酬委員会 12回/12回	2年	企業戦略、マーケティング戦略および人材育成などにおける豊富な見識を有している。
幸田 真音	取締役	社外 独立	指名委員会 (委員長) 報酬委員会	取締役会 15回/15回 指名委員会 7回/7回 報酬委員会 12回/12回	2年	国際金融に関する高い見識に加え、作家としての深い洞察力と客観的な視点を備え、財務省や国土交通省の審議会委員を歴任された経験から豊富な見識および経験を有している。
竹岡 八重子	取締役	社外 独立	監査委員会 (委員長)	取締役会 15回/15回 監査委員会 9回/9回	1年 (ご参考：過去の当社 監査役在任年数4年)	当社での監査役としての経験に加え、弁護士として長年にわたり活躍され、法律の専門家としての豊富な専門知識と高い見識を有している。
佐々江 賢一郎	取締役	社外 独立	指名委員会	取締役会 11回/13回 指名委員会 5回/7回	1年	外務省において要職を歴任し、外交官としての広範な国際感覚と豊富な見識および経験を有している。
園 潔	取締役	社外	監査委員会	取締役会 12回/13回 監査委員会 9回/9回	1年	国際的な金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を有している。
坂本 秀行	取締役	社外	指名委員会	取締役会 12回/13回	1年	自動車事業における豊富な見識および経験を有している。
宮川 美津子	取締役	社外 独立	監査委員会	取締役会 11回/13回 監査委員会 8回/9回	1年	弁護士として長年にわたり活躍され、法律の専門家としての豊富な専門知識と高い見識を有している。
中村 嘉彦	取締役	社外 独立	監査委員会	—	—	会計士として長年にわたり活躍され、会計監査の専門家としての豊富な知識を有している。
田川 丈二	取締役	社外	報酬委員会	—	—	自動車事業における豊富な見識および経験を有している。
幾島 剛彦	取締役	社外	—	—	—	自動車事業における豊富な見識および経験を有している。

役員の略歴は、以下のウェブサイトをご参照ください。

(WEB) <https://www.mitsubishi-motors.com/jp/company/director/>

役員報酬

取締役および執行役の報酬額、ならびにその算定方法の決定方針については、有価証券報告書に記載しています。

(WEB) <https://www.mitsubishi-motors.com/jp/investors/library/yuka.html>